



令和2年度健康推進員養成講習会

日時 9月10日(木)・10月2日(金)
13:10~16:30

場所 有田振興局3階大会議室
(湯浅町湯浅2355-1)

内容 講話・運動・グループワーク
*上記のどちらか1日の参加です。

募集締め切り
8月21日(金)

お申込み・お問合せ先
健康福祉課健康推進係
☎64-1120

健康推進員を募集します

健康推進員は、和歌山県の健康推進員活動事業により平成26年度より活動しています。町が推薦し、県が行う養成講習会を受講した方々で、湯浅町では現在57名が健康推進員として活動しています。

活動の内容は、家族や知り合い等周囲の人々へのがん検診・特定健診の受診勧奨、健康づくり事業のサポート活動や健診案内のチラシ配布等で、湯浅町の健康づくり・健康増進のために活動しています。

今年度の養成講習会は、左記のとおりです。興味関心のある方はぜひご連絡ください。一緒に活動しましょう！

令和2年度

湯浅保健所障がい者家族教室 講演会「ひきこもり再び社会へ」

精神障がいを持つ当事者の方及びご家族には様々な不安があります。その不安を少しでも軽減するためのヒントを統合失調症の当事者であるM・Kさんが、自身のご病気や社会復帰の貴重な経験から皆様にお伝えします。是非ご参加ください。

◆日時／9月28日(日)
13時30分～14時30分
(受付13時)

◆会場
有田振興局 3階 大会議室
(湯浅町湯浅2355-1)

◆参加対象
どなたでも(ご参加いただけます)

◆参加費／無料

◆参加にあたっての注意

会場準備の都合で、9月25日(金)までに湯浅保健所へお申し込みください。入場いただく前に、マスクの着用、手指消毒、体温チェックをお願いします。

当日は手話通訳があります。配慮が必要な方は受付でお申し出ください。

講師：M・Kさん
(統合失調症の当事者)

中学時代は不登校。通信制高校に進み卒業。卒業後はアルバイトの経験をしますが、ひきこもりがちな日々を過ごしました。20代後半で統合失調症と診断されました。現在は、作業所への通所を経て一般就労をしています。



◆お申込み・お問合せ

湯浅保健所保健課
☎64-1294
(平日9時～17時45分)
☎64-1290

また、ひきこもりに関するご相談等あればいつでもご連絡ください。

あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

人権尊重委員会
人権推進課
(総合センター)

☎64-1126

jinsui@town.yuasa.lg.jp

新型コロナウイルス感染症に関連した人権について

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する誤解や偏見に基づく不当な差別、いじめ等があります。

今回の新型コロナウイルスのように目に見えないウイルスや経験したことのない感染症に不安や恐れを感じ、遠ざけたいという心理から、感染症に関わる人を不必要に避けようとするなど、誤った行動をとってしまうことがあります。このような誤った行動により、受診をためらってしまい、感染を拡大させてしまうという悪循環が懸念されています。

国や県、町などの公共機関の提供する正確な情報入手し、冷静な行動を心がけ町民一丸となって、悪循環を断ち切りましょう。

●新型コロナウイルスに関するご相談は、次の相談窓口にお問合せください。

湯浅保健所 ☎64-1291 (受付時間 平日9:00~17:45)

県庁相談窓口 ☎073-441-2170 (受付時間 平日・土・日・祝9:00~21:00)

●次の窓口においても、差別やいじめ等の様々な人権問題について相談することができます。

みんなの人権110番 ☎0570-003-110 (受付時間 平日8:30~17:15)

人権ホットライン ☎073-421-7830 (受付時間 平日9:00~16:00)

「部落差別(同和問題)に関する町民意識調査」にご協力ください

問 人権推進課(総合センター) ☎64-1126

「湯浅町部落差別をなくす条例」の施行をふまえて、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するための「湯浅町部落差別解消推進基本計画」策定に向けたアンケート調査を8月上旬から実施します。

部落差別(同和問題)に関するご意見をお伺いして、計画策定の基礎資料とするための大切な調査です。調査票がお手元に届きましたら、ご回答のうえ、令和2年9月15日(木)までに、同封の返信用封筒によりご返送ください。

■調査対象者

町内にお住まいの18歳以上の方、2,000人(無作為抽出)



全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します!

問 和歌山地方務局人権擁護課/和歌山県人権擁護委員連合会 ☎073-422-5131

◆期間：8月28日(金)～9月3日(木)

◆時間：平日 8:30~19:00

土・日 10:00~17:00

◆電話番号：0120-007-110

(全国共通・無料)

※おかけ間違いのないようお願いいたします。

◆相談内容：いじめや虐待などの子どもに関する人権なんでも相談です。相談は無料で、秘密は厳守されます。法務局職員または人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

※ご不明な点がございましたら、お問合わせください。